

## 今回のテーマ 消費税軽減税率制度のポイント

\*\*\*\*\*

消費税率引上げ(10%)に伴う低所得者対策として平成 29 年 4 月 1 日から消費税の軽減税率制度が導入されます。

### 1. 軽減税率制度の概要

項 目	内 容
軽減税率の対象品目	① 飲食料品の譲渡（飲食店営業等を営む事業者が、一定の飲食設備のある場所において行う食事の提供を除く） ※飲食料品は、食品表示方法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除くものとする） ① 週 2 回以上発行される新聞の定期購読料
軽減税率	8%（国分：6.24%、地方分 1.76%） ※標準税率 10%（国分 7.8%、地方分 2.2%）
平成 29 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日までの経理方式	区分記載請求書等保存方式 売上税額又は仕入税額の計算の特例を設ける
平成 33 年 4 月からの経理方式	適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）の導入

### 2. 区分記載請求書等保存方式（平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日）

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置が講じられ、経過措置として複数税率（10%・8%）に対応した区分経理が困難な事業者等に対し、みなし割合を用いた税額計算方法が認められます。

計算の特例	内 容
売上税額の計算の特例	① 仕入を管理できる卸売事業者・小売事業者 $\text{軽減税率売上割合} = \frac{\text{軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{仕入総額}}$ ② ①以外の事業者 $\text{軽減税率売上割合} = \frac{\text{通常の連続 10 営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続 10 営業日の売上総額}}$ ③ ①・②の計算が困難な事業者：軽減税率売上割合 = 50/100
仕入税額の計算の特例	① 売上を管理できる卸売事業者・小売事業者 $\text{軽減税率仕入割合} = \frac{\text{軽減税率対象品目の売上額}}{\text{売上総額}}$ ② ①の計算が困難な事業者 課税売上高が 5 千万円以下の中小事業者について、事後選択により、簡易課税制度の適用が受けられる

### 3. 適格請求書等保存方式（平成 33 年 4 月 1 日以後）

項 目	内 容
概要	登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書及び帳簿の保存が、仕入税額の要件とされる
適格請求書の記載事項	発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容、税率ごとに合計した対価の額及び適用税率、消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称
税額計算の方法	①適格請求書の税額の「積上げ計算」と、②税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」の選択制
経過措置	免税事業者からの課税仕入れについては、適格請求書保存方式の導入後 3 年間は

	仕入税額相当額の 80%、その後の 3 年間は同 50%の控除が可能
--	------------------------------------

\*\*\*\*\*